



(株)メモリードの冠婚葬祭・宿泊等割引サービス開始!!

冠婚葬祭・グルメ・リゾートなど「トータルライフサービス」で知られる(株)メモリードと九州ビジネスネットワーク協同組合は、このたび指定店契約を締結いたしました。

婚礼・宿泊・衣裳・宴会・葬儀（他）、本組合の組合員は、**一般価格の20%割引**を受けられます。対象は、組合員企業の役員・従業員ご本人と、その父母・祖父母・兄弟姉妹・子です。

このサービスを利用するための会費はありません。組合員の特典です。特別な申請も不要です。ご利用施設にて「九州ビジネスネットワーク協同組合の組合員です」ということをお伝えください。ただし、事前にお話をいただいたほうが割引サービスをスムーズに利用できますので、婚礼・宿泊・宴会などをお申し込みの際は、右の担当者に事前のご連絡をお願い申し上げます。（詳しくは別添の案内をご覧ください。）

(株)メモリード
本組合担当者連絡先
西口文子 氏
電話 095-862-1122
*緊急の場合
(24時間連絡可能先)
電話 095-861-4433
典礼会館

全組合員(現在約395社)に貴社のチラシを広報いたします!

貴社商品のチラシ等を、組合のホームページ掲載や、全組合員への発送をさせていただきます。

本組合には約395社の組合員(H25.7.16現在)がいらっしゃいます。みなさま企業者であり、さまざまな商品・製品・サービスの供給者なのですが、同時にユーザー(消費者・需要者)の一面もお持ちです。

そこで、販売商品やサービスのご案内を他の組合員に向けて広報しませんか?

(A)組合ホームページへのチラシ掲載(随時) → 無料

(B)全組合員への郵送 → 手数料5,250円(税込)+切手・封筒他実費(チラシは貴社にてご準備ください)

(コスト計算例) 手数料5,250円+(切手120円+角二封筒35円)×395枚=66,475円 (A4サイズチラシを折り曲げずに角二封筒で発送したケース)

※(B)の場合でも、今回のように、全組合員への情報発信の機会であれば無料で同封・発送いたします。

ご興味のある組合員は事務局へお問い合わせください。

facebook

www.facebook.com/QBNKUMIAI

補助金や公的融資制度の情報を充実させています。

フェイスブックをされていない方も閲覧は可能ですので、一度のぞいてみてください。

組合事業を利用していない組合員の皆様へ ～脱退勧告の可能性～

『組合事業案内』『組合NEWS』等の各種ご案内で再三申し上げておりますが、商工中金のご融資は、組合事業を利用している組合員に対する特典です。

商工中金の融資の際は、組合員確認証や追加融資時の在籍照会への対応等に組合のコストが発生しています。(切手代・封筒代・FAX送信費用・事務局が作業に投じる時間他)

上記のコストは、組合事業を利用している組合員が負担しています。

*出資金1万円は組合の収益ではありません。お預かりしているお金です。

商工中金の融資という特典を利用しているだけで、組合事業を利用しない組合員は、組合事業を利用している組合員にコストを余分に負担させていることとなります。

ご承知のとおり、商工中金から融資を受けられるのは、同庫の株式を所有している協同組合等の組合員に限定されています。(本組合は商工中金の株主です。)

融資決定の際は、お急ぎであることが多いため、ご加入時に組合事業の申し込みを強制するのは今まで控えていました。

しかし、この「組合員間の不平等(組合事業を利用している組合員だけがコストを負担している)」問題は、これ以上看過できません。

長期間、組合事業を利用していない、すなわち組合運営コストを負担していない組合員には、脱退勧告の実施を検討しております。

(特に、加入後1年以上、組合事業を利用していない組合員。)

組合事業の質・量の充実には努めて参りますが、「組合事業を利用する気はない(商工中金の融資を受けるために加入しただけ)」という方は、残念ですが、別の協同組合等をお探してください。

*脱退した場合、商工中金の融資資格はなくなりますのでご注意ください。商工中金融資残債務がある場合、脱退後速やかに、商工中金の株式をお持ちの、かつ、貴社が加入資格を満たす協同組合等に加入していただく必要があります。

なお、商工中金の融資だけでなく、東京海上日動「経営ダブルアシスト」の保険料割引も組合員の特典です。これは組合事業ではありませんし、本組合は東京海上日動の代理店でもありません。

以上、改めてご認識をお願い申し上げます。

●ご参考「除名に関する定款規定」

【定款 第13条(除名)】

本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

*定款はホームページwww.qbn.jpに公開しています。

〈注〉組合事業の利用意思を示された組合員は除名勧告の対象外です。一部の、ガソリンカード申込希望の組合員には、契約の見直し交渉中のため、お待たせしてご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

- 脱退は組合事務局にご連絡ください。
- 書式(脱退予告書)をお送りします。
- 出資金返金の受取口座他、ご記入の上、本組合にご返信ください。